

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○基金の整理のための関係条例の整備に関する条例……………（財政課） 1

条 例

基金の整理のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第1号

基金の整理のための関係条例の整備に関する条例

（北海道文化振興条例の一部改正）

第1条 北海道文化振興条例（平成6年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（検討）」を付し、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（基金の使用の特例）

2 第12条第1項の規定にかかわらず、基金は、令和元年度に限り、一般会計の歳出の財源に充てるため、100億円を限度として使用することができる。

（北海道農業・農村振興条例の一部改正）

第2条 北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

「第3章 農業・農村を支える基盤の形成

目次中 第1節 道民の理解の促進等（第20条）

第2節 北海道農業・農村ふれあい促進基金（第21条－第27条）」

を「第3章 農業・農村を支える基盤の形成（第20条・第21条）」に、「第28

条－第35条」を「第22条－第29条」に改める。

第3章第1節の節名を削る。

第20条の前に見出しとして「（道民の理解の促進等）」を付する。

第3章第2節の節名を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な事業に要する経費について、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第22条から第27条までを削り、第4章中第28条を第22条とし、第29条から第35条までを6条ずつ繰り上げる。

（北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例の一部改正）

第3条 北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例（平成5年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、第5条の規定により基金に編入した額に限り」を削り、「ために」を「ため、その全部又は一部を」に改める。

（北海道環境保全基金条例等の廃止）

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）北海道環境保全基金条例（平成2年北海道条例第4号）

（2）北海道少年スポーツ振興基金条例（昭和49年北海道条例第61号）

（3）北海道地域福祉基金条例（平成3年北海道条例第15号）

（4）北海道森林整備担い手対策基金条例（平成5年北海道条例第5号）

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。